高知県博覧会受入環境等整備支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号）第24条の規定に基づき、高知県博覧会受入環境等整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第２条　県は、大河ドラマ「ジョン万」を機に行う観光博覧会の取り組みを通じた、県内に存在する歴史資源の磨き上げや、磨き上げた歴史資源を含めた観光資源を一体的に周遊できる観光クラスターの整備について、地域が主体となった全国からの誘客につながる観光地域づくりを総合的に支援することを目的として、第４条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

（１）拠点会場磨き上げ事業

「どっぷり高知旅博」の拠点会場及び当該会場と関連する周辺にある歴史資源の展示内容の更新や磨き上げ、多言語化、観光ガイド養成等の取組で、拠点会場の集客力向上や将来にわたって活用できる歴史資源の整備につながるもの

（２）観光クラスター推進事業

拠点会場を中心として、周辺の観光資源（地域ならではの食、物産、自然景勝地、体験プログラム、宿泊施設等）の磨き上げや相互誘客、観光ガイド養成等の取組で、域内の周遊促進や観光消費額の拡大につながるもの

（補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率、補助対象経費限度額及び補助限度額）

第４条　補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率、補助対象経費限度額及び補助限度額は、別表第１に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助事業の採択の申請手続）

第５条　補助事業者は、補助事業を実施しようとするときは、別記第１号様式による補助金採択申請書に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、補助事業「１　拠点会場磨き上げ事業」のうち、１拠点会場あたりの補助金額が1,000万円未満となるものについては、この限りでない。

（補助事業の採択等）

第６条　知事は、前条に規定する書類の提出があった場合は、高知県博覧会受入環境等整備支援事業費補助金審査要領に定める審査会に諮り、審査会の意見を踏まえて、補助事業の採択の可否に

ついて決定を行うものとする。
２　知事は、採択の決定を行った場合にあっては、当該申請者にその旨を通知するものとし、不採択の決定を行った場合にあっては、その理由を付して当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の申請手続）
第７条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第２号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。
２　補助事業者は、補助金の交付の申請に当たって、事業採択の決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、事前に知事に協議し、その指示を受けなければならない。
３　第１項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付の決定等）
第８条　知事は、前条第１項の規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請者又は事業実施主体が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者に通知するものとする。
２　知事は、補助事業者又は間接補助事業者が別表第２又は次条各号に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助の条件）
第９条　第２条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならないものとし、第４条に規定する事業実施主体（間接補助事業者）に補助金を交付する場合においても、同様の条件を付さなければならない。なお、間接補助事業者からの交付の申請に当たっては、別紙７と同様の誓約書兼同意書を添付させなければならない。
（１）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第３号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。ただし、補助金の交付の決定があった年度内に事業が完了しない場合は、第13条の定めによるものとすること。
（２）補助事業の執行に際しては、県又は市町村等が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
（３）補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。
（４）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第２条に規定する補助目的に沿って、効率的

な運用を図らなければならないこと。
（５）補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
（６）県税の滞納がないこと（納税義務がある場合に限る。）及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

（補助事業の着手）
第10条　補助事業の着手は、原則として第８条第１項の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めて知事が別記第４号様式による指令前着手届を受理した場合は、受理した日から事業に着手することができるものとする。

（補助事業の重要な変更）
第11条　補助事業について、次の各号のいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第５号様式による補助金変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
（１）事業実施主体の変更（交付申請時に事業実施主体が定められている場合に限る。）
（２）補助事業の中止又は廃止
（３）補助事業の施行箇所の変更
（４）補助金額の増額又は補助事業ごとに20パーセントを超える減額
（５）前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分に関する変更
２　第８条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

（実績報告等）
第12条　補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の３月31日のいずれか早い日までに、別記第６号様式による補助金実績報告書及び関係書類を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。
２　補助事業者は、第７条第３項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
３　補助事業者は、第７条第３項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第１項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第７号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（繰越しの承認の申請）
第13条　補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、繰越しの承認を受けた場合は、この限りでない。
２　補助事業者が、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、別記第８号様式に

よる補助金繰越承認申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（年度終了実績報告）

第14条　補助事業者は、前条第１項ただし書の規定による繰越しの承認を受けた事業について、別記第９号様式による年度終了実績報告書を当該会計年度の翌年度の４月15日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第15条　補助金は、第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

２　補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第10号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限等）

第16条　補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の施設財産、機械及び器具等（この条において「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

２　知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

３　補助事業者は、取得財産等があるときは、別記第11号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに第12条第１項の実績報告書に添えて提出しなければならない。

４　補助事業者は、間接補助事業を行う場合は、間接補助事業者に対して、第１項本文及び第２項に規定する条件と同様の条件を付し、別記第11号様式による取得財産等管理台帳を備えさせ、管理させなければならない。

（遂行状況の報告、事業成果のフォローアップ等）

第17条　知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

２　補助事業者及び事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から５年間以上、事業成果等についてフォローアップを行うものとする。

３　知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、前項に関する報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

４　補助事業者は、間接補助事業を行う場合は、間接補助事業者に対して、第１項及び前項に規定

する条件と同様の条件を付さなければならない。

（グリーン購入）

第18条　事業実施主体は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第19条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（県内発注）

第20条　事業実施主体は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

（委任）

第21条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年11月４日から施行する。

（失効期限）

２　この要綱は、令和11年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第８条第２項、第９条第３号及び第４号、第12条第３項、第16条第１項及び第２項、第17条第１項から第３項まで並びに第19条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

（準備行為）

３　この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表第１（第４条関係）

１　拠点会場磨き上げ事業

補助事業者	事業実施主体	補助対象経費（注１）（注２）	補助率（注３）	区分	補助対象経費限度額	補助限度額（注４）
「どっぷり高知旅博」の拠点会場を有する市町村	市町村又は市町村の長が補助を行う団体（注５）	拠点会場の磨き上げに係る以下の経費 １　新たな施設の整備又は施設のリニューアルに係る経費 ２　展示内容の磨き上げや企画展の開催に係る経費 ３　周辺歴史資源の磨き上げに係る経費 ４　拠点会場における観光ガイドの充実に係る経費 ５　観光消費額の拡大に係る経費 ６　外国人観光客等の受入環境の整備に係る経費 ７　１から６に掲げるもののほか、知事が必要であると認める経費 重点支援の取組 【施設の集客力・収益性を高める高付加価値化に資する事業】 ① 拠点施設の新設又はテーマ性・没入感を高める施設改修・空間演出 ② 新たなシンボルとなるモニュメントの整備 ③ 貴重な史料の収集・展示及びこれらを活用した企画展等の開催 ④ 展示内容の理解を深めるガイドサービスの導入及びガイドツールの整備 ⑤ デジタル技術を活用した体験型展示や新サービスの導入 ⑥ 特産品を活用したお土産物の開発及びそれに伴う物販コーナーの拡充等、消費拡大につながる取組 ⑦ その他知事が必要と認める経費	２分の１以内（ただし、重点支援の取組は３分の２以内とする。）	メイン会場及びビジターセンター	1.5億円	250千円以上75,000千円以下（ただし、補助率３分の２適用時は、１億円以下とする。）
				地域会場	１億円	250千円以上50,000千円以下（ただし、補助率３分の２適用時は、66,666千円以下とする。）

２　観光クラスター推進事業

補助 事業者	事業実施 主体	補助対象経費 （注１）（注２）	補助率 （注３）	補助限度額 （注４）
「どっぷり高知旅博」の拠点会場を有する市町村	市町村又は市町村の長が補助を行う団体（注５）若しくは個人事業者（注６）	観光クラスターの形成に係る以下の経費 １　観光案内機能の充実に係る経費 ２　面的に取り組むグルメ、体験などの磨き上げに係る経費 ３　周遊企画の実施やＰＲツール作成に係る経費 ４　周遊促進のための二次交通整備・充実に係る経費 ５　まち歩き等の観光ガイドの養成に係る経費 ６　地域の消費拡大につながる取組に係る経費 ７　外国人観光客等の受入環境整備に係る経費 ８　１から７に掲げるもののほか、知事が必要であると認める経費 重点支援の取組 【二次交通の導入・拡充等による移動手段の確保、周遊促進又は地域内での観光消費の拡大に資する取組】 ① 拠点会場へのシャトルバス運行 ② 拠点会場を含む、観光施設や史跡等を巡る観光タクシー等の運行 ③ 地域において新規性のあるモビリティの導入 ④ 周遊促進または地域での観光消費の拡大につながる取組 ア 複数事業者で取り組む地域ならではの食・商品の高付加価値化 イ 地域資源を活用した体験コンテンツの造成・販売環境の整備 ウ 博覧会終了後も活用する周遊又は観光消費を促す仕組みづくり エ 観光案内機能を備えた飲食・物販施設における観光案内設備の整備（観光案内機能の空白地帯の新規出店に限る） オ 夜間・早朝等の新たな消費機会の創出 ⑤ その他知事が必要と認める経費	２分の１以内 （ただし、重点支援の取組は３分の２以内とする。）	250千円以上 10,000千円以下

(注１)補助対象とならない経費は、次に掲げる経費とする。
１　用地の取得及び整地に要する経費（補助事業１において、拠点会場及び観光客向けの駐車場の整地に要する経費は、補助の対象とすることができるものとする。）
２　既存の施設、設備等の撤去、処分等に要する経費（撤去等を行わなければ施設等の新設又は改修ができない場合は、補助の対象とすることができるものとする。）
３　職員の人件費（補助事業の遂行に必要な業務を補助するために臨時的に雇い入れる者の賃金等は、補助の対象とすることができるものとする。）
４　既存施設の改修費で単なる維持修繕を目的とするもの
５　施設や機器のメンテナンス料等維持管理に要する経費
６　商品の製造に供する原材料費、人件費等の経費（商品の開発、試作品の製造及び市場調査に必要となるこれらの経費は、補助の対象とすることができるものとする。）
７　商品券等の金券類の発行又は割引キャンペーン類の割引原資に要する経費
８　公課費等その他補助することが適当であると認められない経費
９　通常の業務又は施設の管理運営に要する経常的な経費（補助事業の実施に伴い新たに発生する経費であって、補助事業に直接必要と認められ、かつ、通常の経費と明確に区分できるものを除く。）
10　１から９までに掲げる経費を対象経費とした間接補助事業に係る経費

(注２)国の補助事業又は国の外郭団体等が国の補助金を原資にして実施する事業（以下「国等の事業」という。）を活用する場合は、本要綱に定める補助対象経費のうち、補助を受けようとする国等の事業の補助金交付要綱等で規定する補助対象経費とする。

(注３)国等の事業を活用する場合の補助率の上限は以下のとおりとする。
１　本補助金と補助を受けようとする国等の事業の補助金等の額（市町村の継ぎ足し補助金等を除く。）との合計は、補助対象経費の３分の２を限度とする。
２　事業実施主体が企業等の場合は、補助率２分の１を上限とする。
※企業等とは、中小企業者、中小企業団体等とその他法人（公益的な法人を除く。）をいう。
３　高知県観光振興推進総合支援事業費補助金及び高知県地域観光振興交付金を充当する場合は、本補助金の申請はできない。

(注４)本要綱の施行期間全体を通じた、１市町村あたりの補助限度額とする。

(注５)地域資源を活用し、地域振興に資する取組を行う団体のうち、法人格のない団体の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
１　３以上の個人又は法人で構成されるもの
２　地域資源を活用し、地域振興に資する取組を行うもの
３　規約等を有し、団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理が行われているもの

(注６)地域資源を活用し、地域振興に資する取組を行う個人事業者に限る。
・地域全体に波及する観光事業を行う場合に限る。
・個人のために収益を上げることを目的の第一とするものでなく、公的な施設としての一面を持ち、地域住民の公共の福祉への貢献を目的の第一として行う事業であること。
・公的な事業であることを鑑み、地域経済への還元、拡充につながるよう原則、地元の業者へ発注すること。

別表第２（第８条、第９条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。